

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、その翌日)

目 次

◇ 示 保険医療機関の指定

保険医等の登録

被爆者一般疾病医療機関の指定

土地改良事業の認可(九件)

土地改良法による換地計画の適否の決定(三件)

土地改良事業の工事の完了

普通母樹林の指定の解除

林業種苗法による生産事業者の登録

基本測量の終了(二件)

土地収用法による事業の認定

県道の区域の変更

県道の供用の開始

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

◇ 選管規則

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する規程を廃止する規則

◇ 選管告示

昭和五十八年十二月十八日執行の衆議院議員総選挙の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨(二件)

告 示

鳥取県告示第二十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に關する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十九年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩井医院	鳥取市朝月一三三	昭和五十八年十二月二十五日
北村医院	鳥取市湯所町二丁目二〇五	昭和五十八年十二月十六日
小松医院	鳥取市今町一丁目二二八	昭和五十九年一月一日
伊藤内科医院	米子市上福原一五〇九一	昭和五十八年十二月二十五日
長田産科婦人科医院	米子市上後藤三三三一	昭和五十九年一月一日
医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町二七一四一	昭和五十八年十二月二十八日

松村 医院	倉吉市葵町七三一	昭和五十八年十二月二十六日
池田整形外科医 院	倉吉市宮川町一七六	昭和五十八年十二月二十二日
岡 医 院	岩美郡福部村大字海士四七 一―一	昭和五十九年一月一日
生田 医院	日野郡江府町大字武庫四四 六―二	昭和五十八年十二月二十八日
白川齒科医院	米子市河岡六一九	昭和五十九年一月一日
宮田齒科医院	気高郡青谷町大字青谷四〇 四三―一―一	"

鳥取県告示第二十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十九年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
中井 正二	鳥医第二、九九八号	昭和五十八年十月三十一日
池淵 育子	鳥業第五二九号	昭和五十八年十一月七日

鳥取県告示第二十五号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一船疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小川齒科医院	米子市西三柳四四八一―三	昭和五十八年十二月二十一日

鳥取県告示第二十六号

日南町から申請のあつた町営土地改良（三栄地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二十七号

福部村から申請のあつた村営土地改良(栗谷(二上線)農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項の規定において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二十八号

福部村から申請のあつた村営土地改良(栗谷(山の手線)地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二十九号

福部村から申請のあつた村営土地改良(栗谷(横枕線)地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年一

月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三十号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(里仁地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三十一号

羽合町から申請のあつた町営土地改良(惣田前地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三十二号

江府町から申請のあつた町営土地改良（俣野地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三十三号

日野町から申請のあつた町営土地改良（金持地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三十四号

河原町から申請のあつた町営土地改良（湯谷地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき昭和五十九年一月九日認可し

たので、同法第十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三十五号

昭和五十八年十月一日付けで日野町から申請のあつた下榎（本郷）地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十九年一月十四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
日野町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十六号

昭和五十八年十月一日付けで日野町から申請のあつた下榎（榎市）地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年一月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十七号

昭和五十八年十月二十八日付けで中山町から申請のあつた三谷地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年一月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつ

たので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日	届出者
原地区ほ場整備事業	昭和五十五年三月二十五日	泊 村
宇谷地区ほ場整備事業	”	”
三倉地区ほ場整備事業	昭和五十七年三月二十日	若 桜 町
尾張地区暗きよ排水事業	昭和五十八年二月十五日	赤 碓 町
安田地区暗きよ排水事業	昭和五十八年三月二十日	”
福富地区農道整備事業	昭和五十八年十月三十一日	倉 吉 市

鳥取県告示第三十九号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定に基づき、普通母樹林の指定を解除したので、同条第四項において準用する同法第五条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号及び指定解除年月日	指定の種別	樹種	所在場所	本数 (本)	面積 (ヘクタール)	所有者の住所及び氏名
昭四十六年一月十三日 昭五十九年一月十三日	普通母樹林	ひのき	東伯郡関金町大字郡家六三三	二五七	〇・四〇	倉吉市上古川谷本美保子春野

鳥取県告示第四十号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
二百四十三	藤原善太郎	八頭郡用瀬町大字屋住五一七	幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	藤原善太郎苗畑	八頭郡用瀬町大字屋住

鳥取県告示第四十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があ

つたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（二万五千分の一基本図修正測量作業）

二 作業地域 米子市、倉吉市、境港市、東伯郡三朝町、関金町、大栄町、東伯町及び赤碕町、西伯郡西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町並びに日野郡日野町、江府町及び溝口町

三 終了年月日 昭和五十八年十二月十五日

鳥取県告示第四十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）

二 作業地域 岩美郡福部村、気高郡鹿野町及び東伯郡大栄町

三 終了年月日 昭和五十八年十二月二十日

鳥取県告示第四十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

日吉津村

二 事業の種類

日吉津村立子供運動広場建設事業

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡日吉津村大字富吉地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

日吉津村役場

鳥取県告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十九年一月十三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十九年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変更別		敷地の幅員 (メートル) (延長 メートル)
	変更前	変更後	
日野溝口線	日野郡溝口町畑池字猿楽二四九一四 地先から同町畑池字廣田八三一―一 地先まで	日野郡溝口町畑池字猿楽二四九一四 地先から同町畑池字廣田八三一―一 地先まで	七・〇〇〇 二一・〇〇〇
	日野郡溝口町畑池字猿楽二四九一四 地先から同町畑池字廣田八三一―一 地先まで	日野郡溝口町畑池字猿楽二四九一四 地先から同町畑池字廣田八三一―一 地先まで	八・七〇〇 三〇・五〇〇
	日野郡溝口町畑池字猿楽二四九一四 地先から同町畑池字廣田八三一―一 地先まで	日野郡溝口町畑池字猿楽二四九一四 地先から同町畑池字廣田八三一―一 地先まで	七・〇〇〇 二一・〇〇〇

鳥取県告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十九年一月十三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十九年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
日野溝口線	日野郡溝口町畑池字猿楽二四九一四 地先から同町畑池字廣田八三一―一 地先まで	昭和五十九年一月十三日

鳥取県告示第四十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、鳥取市卯垣滝山土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 組合の名称

鳥取市卯垣滝山土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和五十七年七月二十七日から昭和六十一年三月三十一日まで

三 施行地区

鳥取市卯垣字山川向、字キツトリ、字坂ノ谷ノ下、字ハザマ及び字下ハザマの各一部並びに滝山字向田通り、字首山下、字流田、字山川向及び字坂ノ谷の各一部

四 事務所の所在地

鳥取市庖丁人町二八―二 永興電業有限会社内

五、設立認可の年月日

昭和五十七年七月二十四日

六、事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七、公告の方法

事務所掲示場及び施行地区内で理事長が指定する場所に掲示して行う。

八、変更認可の年月日

昭和五十九年一月十日

選挙管理委員会規則

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する規程を廃止する規則をここに公布する。

昭和五十九年一月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取県選挙管理委員会規則第一号

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する規程を廃止する規則

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する規程（昭和四十二年三月鳥取県

選挙管理委員会規則第一号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、昭和五十九年二月二十九日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にその期日を告示された鳥取県議会議員選挙については、なお従前の例による。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された昭和五十八年十二月十八日執行の衆議院議員総選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和五十九年一月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

公職の候補者の選挙運動に関する收支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和58年12月18日執行衆議院議員総選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 13,839,400円
- 3 報告書の要旨

候補者名 氏名 出納責任者 氏名	相沢英之 小 笹 俊 造	所属党派 自由民主党	期間 11月8日から 12月21日まで 第1回分
---------------------------	-----------------	---------------	-----------------------------------

収 入	円	支 出	円
主たる寄附	—	人件費	2,249,500
		家屋費	42,460
		選挙事務所費	24,000
		集会会場費	18,460
		通信費	78,540
		交通費	77,280
		印刷費	1,408,028
		広告費	57,000
		文具費	284,335
		食糧費	514,239
		宿泊費	63,250
		雑 費	100,749
その他の寄附	—		
その他の収入	9,000,000		
総 計	9,000,000	総 計	4,875,381

報告書受理年月日 昭和58年12月22日 第1回報告分

候補者名 氏名 出納責任者 氏名	打田重徳 打 田 明 子	所属党派 無所属	期間 11月24日から 12月24日まで 第1回分
---------------------------	-----------------	-------------	------------------------------------

収 入	円	支 出	円
主たる寄附	—	人件費	903,400
(氏名、団体名)	(職業)	家屋費	508,250
(寄附額)		選挙事務所費	508,250
鳥取打田重徳朋友 政治団体	3,799,478	集会会場費	—
		通信費	6,300
		交通費	277,059
		印刷費	799,500
		広告費	748,000
		文具費	10,510
		食糧費	247,583
		宿泊費	95,205
		雑 費	203,671
その他の寄附	—		
その他の収入	—		
総 計	3,799,478	総 計	3,799,478

報告書受理年月日 昭和58年12月26日 第1回報告分

候補者氏名	島田安夫	所属党派	自由民主党
出納責任者氏名	磯 江 未 夫		
期間	8月31日から第1回分 12月29日まで		

収入	円	支出	円
主たる寄附		人件費	860,000
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	
鳥取県医師連盟	政治団体	家屋費	1,059,763
鳥取県建設政治連盟	"	選挙事務所費	1,042,663
鳥取県石油政治連盟	"	集合会場費	17,100
鳥取県自由民主党鳥取県支部	政 党	通信費	374,140
株式会社鳥取銀行		交通費	157,611
全国農業共済協会		印刷費	1,564,228
日本商工連盟	政治団体	広告費	1,064,190
中部生コンクリー		文具費	69,980
日本協同組合農業協同組合		食糧費	264,954
岡本公尹	医 師	休泊費	11,250
その他の寄附	1 件	雑 費	70,740
その他の収入			
総 計		総 計	5,496,856

報告書受理年月日	昭和58年12月31日	第 1 回報告分
----------	-------------	----------

候補者氏名	武部 文	所属党派	日本社会党
出納責任者氏名	中 尾 茂 信		
期間	10月10日から第1回分 12月24日まで		

収入	円	支出	円
主たる寄附		人件費	450,000
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	
全通信労働組合政治連盟	政治団体	家屋費	1,128,478
日本社会党中央本部	政 党	選挙事務所費	1,116,748
		集合会場費	11,730
		通信費	64,500
		交通費	706,435
		印刷費	1,663,500
		広告費	1,238,900
		文具費	473,374
		食糧費	442,910
		休泊費	224,120
		雑 費	987,492
その他の寄附	—		
その他の収入	2,000,000		
総 計		総 計	7,379,709

報告書受理年月日	昭和58年12月29日	第 1 回報告分
----------	-------------	----------

候補者氏名 出納責任者氏名	野坂浩賢 山本篤行	所属党派	日本社会党
期間	10月10日から 12月27日まで 第1回分		

収入	円	支出	円
主たる寄附		人件費	745,000
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	
野坂浩賢後援会	政治団体	1,000,000	家屋費
日本社会党中央本部	政 党	6,000,000	選挙事務所費
		1,058,070	集合会場費
		—	通信費
		73,490	交通費
		319,011	印刷費
		2,426,500	広告費
		1,296,500	文具費
		327,207	食糧費
		238,312	宿泊費
		110,970	雑費
		825,914	
その他の寄附	—		
その他の収入	2,500,000		
総 計	9,500,000	総 計	7,420,974

報告書受理年月日 昭和58年12月31日 第1回報告分

候補者氏名 出納責任者氏名	平林鴻三 渡辺寛大夫	所属党派	自由民主党
期間	11月20日から 12月28日まで 第1回分		

収入	円	支出	円
主たる寄附		人件費	1,552,500
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	
自由民主党	政 党	5,000,000	家屋費
平林鴻三後援会	政治団体	1,000,000	選挙事務所費
		379,535	集合会場費
		20,000	通信費
		2,650	交通費
		390,240	印刷費
		1,775,000	広告費
		929,150	文具費
		145,560	食糧費
		489,800	宿泊費
		32,000	雑費
		111,996	
その他の寄附	—		
その他の収入	500,000		
総 計	6,500,000	総 計	5,808,431

報告書受理年月日 昭和58年12月29日 第1回報告分

候補者 氏名 出納責任者 氏名	保田睦美 幅田千富美	所属党派	日本共産党
期間	11月10日から 12月28日まで 第1回分		

収入 主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額)	支出 人件費 家屋費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 宿泊費 雑費
日本共産党鳥取県委員会 政 党 1,142,947	選挙事務所費 150,000
江原 勝 団体役員 35,000	集合会場費 400
大谷 輝子 " " 50,000	通信費 80,000
木下 豊 " " 50,000	交通費 24,785
石尾 実 " " 60,000	印刷費 1,080,000
南 博 商 業 50,000	広告費 260,340
村上 古志夫 " " 200,000	文具費 1,330
その他の寄附 7件 83,000	食糧費 44,802
その他の収入 ー	宿泊費 28,000
総計 1,670,947	雑費 1,290
総計 1,670,947	総計 1,670,947

報告書受理年月日	昭和58年12月29日	第1回報告分
----------	-------------	--------

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条第一項の規定により提出された昭和五十八年十二月十八日執行の衆議院議員総選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和五十九年一月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 博

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和58年12月18日執行衆議院議員総選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 13,839,400円
- 3 報告書の要旨

候補者 氏名 出納責任者 氏名	相沢英之 小笹俊造	所属党派	自由民主党
期間	12月3日から 12月23日まで 第2回分		

収 入			支 出		
	円			円	
主たる寄附		人件費	494,000		
(氏名、団体名)	(職業)	家屋費	1,358,000		
	(寄附額)	選挙事務所費	1,358,000		
全国商工政治連盟	政治団体	集合会場費	—		
		通信費	139,502		
全国旅館政治連盟	"	交通費	661,070		
	200,000	印刷費	882,772		
		広告費	802,480		
		文具費	33,260		
その他の寄附	—	食糧費	—		
その他の収入	—	沐浴費	124,566		
今回計	500,000	雑費	74,350		
前回計	9,000,000	今回計	4,570,000		
前回計	9,000,000	前回計	4,875,381		
総計	9,500,000	総計	9,445,381		

報告書受理年月日 昭和58年12月27日 第2回報告分

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千四百円(送料を含む。)】